



平成 28 年 1 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社日立ハイテクノロジーズ
代 表 者 名 執行役社長 宮崎 正啓
(コード番号：8036、東証第一部)
問 い 合 せ 先 CSR・コーポレートコミュニケーション部長
横井 芳人 (電話：03-3504-5138)

建設業法に基づく監督処分ならびに指名停止措置について

当社は、横浜市所在のマンションの杭工事(以下、本件工事)に関し、平成 28 年 1 月 13 日付けで、国土交通省関東地方整備局より、下記の通り、建設業法第 28 条第 1 項の規定に基づく指示処分および建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業停止処分、ならびに指名停止措置を受けましたので、お知らせいたします。

当社は、今回の処分を厳粛に受け止め、皆様の信頼を回復すべく、全社を挙げて再発防止に向けた法令遵守の徹底と体制強化に努めてまいります。

今回処分の対象となりました本件工事に関しては、所有者様、居住者様およびご関係の皆様にご多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心から深くお詫び申し上げます。

記

1. 建設業法第 28 条第 1 項の規定に基づく指示処分

1-1 処分の内容

- (1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - ① 今回の違反の内容およびこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - ② 建設業法および関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修および教育(以下「研修等」という。)の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。
 - ③ 社内の業務運営方法の調査点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備・強化を図ること。
- (2) 前項各号について講じた措置(前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書をもって報告すること。

1-2 処分等理由

本件工事において、主任技術者に他の工事を兼務させ、本件工事現場に専任の主任技術者を設置しなかった。このことは、建設業法第 26 条第 3 項に違反する。

2. 建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止命令

2-1 処分の内容

(1) 停止を命じられた営業の範囲

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および長野県の区域内における、とび・土工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

(2) 営業停止期間

平成 28 年 1 月 28 日から平成 28 年 2 月 11 日までの 15 日間

2-2 処分等理由

元請建設会社から請け負った本件工事の主たる部分を2次下請業者に請け負わせ、かつ施工に実質的に関与していると認められない状況にあった。このことは、建設業法第22条第1項に違反する。

3. 指名停止措置

3-1 指名停止の内容

(1) 指名停止期間

平成28年1月13日から平成28年3月22日までの10週間

(2) 指名停止の措置対象区域

関東地方整備局管内

3-2 指名停止の理由

建設業法に違反したとして建設業許可部局から監督処分を受けたことは、請負契約の相手方として不相当であると認められるため、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条により準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)および「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月31日付け港管第927号)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当する。

4. 業績に与える影響

本件に関する当社の業績への影響につきましては、現時点では不明です。今後、業績に重大な影響を与えることが判明した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上